

農地法第3条 必要書類一覽

申請内容によって必要な書類が異なりますので、詳しくは農業委員会におたずねください。

※登記事項証明書は、令和7年9月総会受付分から提出不要になりました。

(太良町農業委員会では、登記情報連携サービスを利用して事務局で確認しています。)

【個人の場合】

番号	必 要 書 類	詳 細	チェック
1	許可申請書		
2	住民票	町外の場合添付	
3	戸籍の附票（所有者のみ）	現住所と登記事項証明書の住所が異なる場合添付	
4	その他参考となるべき書類 ・営農契約書 ・耕作証明書 ・委任状 など	許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。ただし、参考となるべき書類を求める場合には、申請者の負担にならないよう配慮することとされています。	

【権利を取得しようとする者が法人の場合】

番号	必 要 書 類	詳 細	チェック
1	許可申請書		
2	定款または寄附行為の写し		
3	組合員名簿又は株主名簿の写し	農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付	
4	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付	
5	その他参考となるべき書類 ・営農計画書 ・損益計算書の写し ・総会議事録の写し ・耕作証明書 ・委任状 など	許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。ただし、参考となるべき書類を求める場合には、申請者の負担にならないよう配慮することとされています	